

令和6年おおいた冬の事故ゼロ運動実施要綱

1 目的

本運動は、「大分県交通安全県民運動実施要綱」に基づき、冬季における交通事故防止の徹底を図ることを目的に、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるため、県民総ぐるみ運動として展開していくもの。

2 主催

大分県交通安全推進協議会

3 期間等

(1) 実施期間

令和6年12月11日（水）～同年12月17日（火）までの7日間

(2) 一斉行動（街頭啓発）日

12月11日（水）、12月17日（火） 早朝または夕刻における街頭啓発日

(3) 開始式・出発式

12月11日（水）

(4) 飲酒運転根絶キャンペーン

12月1日（日）～12月20日（金）

※ 12月10日（火）飲酒運転根絶フェア（於：大分市竹町ドーム広場）

4 運動重点

- (1) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- (2) 横断歩道での交通ルールの遵守とマナーアップの推進
- (3) 自転車等の安全利用の促進
- (4) 飲酒運転の根絶 ～勇気を持って110番～

【趣旨】

- (1) 例年、冬季は、夕暮れ時や夜間に重大交通事故が多発している。このため、ドライバーと歩行者の双方に対し、夕暮れ時と夜間の交通事故防止を呼びかける必要がある。
- (2) 県内では、横断歩道における交通事故が多発しており、ドライバーの横断歩道通行時の交通ルールが徹底されていない。
また、歩行者が犠牲になる事故では、その多くが歩行者側にも法令違反が認められることから、ドライバー・歩行者双方の交通安全意識の向上が必要である。
- (3) 自転車乗用中におけるヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比較して約2倍高くなる。また、自転車関連の事故は、自転車側にも多くの法令違反が認められる。このため、自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底が必要である。
- (4) 県内では、飲酒運転に起因する交通事故が年間20件程度発生しており、未だ飲酒運転の根絶に至っていない。年末にかけ、飲酒機会の増加が見込まれることから、飲

酒運転を根絶するための対策が必要である。

5 運動重点に関する主な推進項目

- (1) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
 - ・ 歩行者の明るい服装と反射材用品等の着用を促進する。
 - ・ 夕暮れ時の早めのライト点灯や、夜間におけるハイビームの活用を促進する。
- (2) 横断歩道での交通ルールの遵守とマナーアップの推進
 - ・ ドライバーは、歩行者の有無を確認し、歩行者がいる場合は必ず一時停止するなど交通ルールを遵守する。
 - ・ ドライバー・歩行者双方は、横断歩道では「手をあげる・差し出す、会釈する」など、お互いの意思を明確にする。
- (3) 自転車等の安全利用の促進
 - ・ 自転車等利用時のヘルメット着用努力義務の周知・指導を徹底する。
 - ・ 改正道路交通法にともなう、自転車の酒気帯び運転の禁止や、運転中の携帯電話の使用禁止など、新たな法律を含めた交通ルール遵守を徹底する。
- (4) 飲酒運転の根絶 ～勇気を持って110番～
 - ・ 地域・職域等における飲酒運転根絶への取組を推進し、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という飲酒運転を許さない社会環境を醸成する。
 - ・ 飲酒運転を発見したときの、110番通報を促進する。
 - ・ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底する。

6 運動の実施要領

- (1) 運動期間中は、当協議会を構成する交通安全関係機関・団体が連携を密にし、より効率的・効果的な活動を展開すること。
- (2) 組織の特性・実情を最大限に活かし、県民が参加しやすいよう創意工夫するとともに、交通安全の気運が高まるよう、効果的な諸活動を展開すること。
- (3) マスメディア、インターネット（SNS）、ポスター、広報車等、各種媒体を活用して、対象に応じた広報啓発活動を活発に展開することで、交通安全意識の高揚を図ること。
- (4) 事業所等は、所属の全職員に対し本運動の趣旨を周知し、交通法令を遵守した安全運転を励行させること。
- (5) 本運動の実施に当たっては、家庭、地域、学校及び職場等の実情に応じた県民総ぐるみ運動を展開すること。